



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 川 本 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 川 本 武
上 場 取 引 所 東 証 第 2 部 (3 6 0 4)
本 社 所 在 地 大 阪 市 中 央 区 谷 町 二 丁 目 6 番 4 号
問 合 せ 先 代 表 取 締 役 常 務 執 行 役 員 管 理 本 部 本 部 長 水 上 博 司
T E L (0 6) 6 9 4 3 - 8 9 5 1

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の当社第 87 期定時株主総会で承認されることを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決定し、これに伴い同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示いたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

- ① 構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るものです。
- ② 取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能にすることで業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図るものです。

(2) 移行の時期

平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 87 期定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1) 変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ② 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第 39 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設することとし、これに伴い、現行定款第 44 条（剰余金の配当）及び第 45 条（中間配当）を削除するとともに、変更案第 40 条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。
- ③ 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役に付きましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

④その他、不要となった規定の削除、明確化のための文言の調整及び条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 (予定) 平成 29 年 6 月 27 日 (予定)

定款変更の効力発生日 (予定) 平成 29 年 6 月 27 日 (予定)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (略) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> (公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子広告</u>により行う。ただし、<u>電子広告</u>によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (略) <u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第12条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は9名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (略) 3 (略)</p> <p>第21条 (略) (任期)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (同左) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u> (公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告</u>により行う。ただし、<u>電子公告</u>によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (同左) (削除)</p> <p>第7条～第11条 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は9名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (選任方法)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (同左) 3 (同左)</p> <p>第20条 (同左) (任期)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 <u>22</u> 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 <u>23</u> 条 取締役会の決議によって、取締役の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 <u>24</u> 条 (略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 <u>25</u> 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第 <u>26</u> 条 (略)</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第 <u>27</u> 条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役</u></p>	<p>第 <u>21</u> 条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 <u>22</u> 条 取締役会の決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 <u>23</u> 条 (同左)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 <u>24</u> 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 <u>25</u> 条 (同左)</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第 <u>26</u> 条 (同左)</p> <p><u>2. 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</u></p> <p><u>3. 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は<u>電磁署名</u>を行う。</p> <p>2. 第 28 条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 32 条 (略)</p> <p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第 33 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 34 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を</p>	<p>取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第 27 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 28 条 (同左)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は<u>電子署名</u>を行う。</p> <p>2. 第 26 条第 3 項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 (同左)</p> <p><u>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 32 条 (同左)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
<u>(任期)</u>	
<u>第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	(削除)
<u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
<u>(常勤の監査役)</u>	
<u>第 36 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u>	
<u>第 37 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	(削除)
<u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	
<u>(監査役会の決議方法)</u>	
<u>第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(監査役会規程)</u>	
<u>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)
<u>(監査役会の議事録)</u>	
<u>第 40 条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u>	(削除)
<u>(報酬等)</u>	
<u>第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
<u>(監査役の責任免除)</u>	
<u>第 42 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u>	(削除)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 33 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 34 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 35 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2. 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 37 条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p>
<p>第 43 条 (略)</p> <p><u>(剰余金の配当)</u></p>	<p>第 38 条 (同左)</p> <p>(削除)</p>
<p><u>第 44 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</u></p>	
<p><u>(中間配当)</u></p>	<p>(削除)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>第 45 条 当社は取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第 46 条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の剰余金の配当及び中間配当には利息をつけないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第 39 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第 40 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p><u>3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 41 条 配当財産が金銭である場合は、<u>その</u>支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の剰余金の配当には利息をつけないものとする。</p> <p>附則</p> <p><u>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>第 2 条 前条及び本条は、2027 年 6 月 27 日をもって削除する。</u></p>

以 上